

人事院の勧告・報告の概要について

1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

- 特別給改定に当たっての基本的考え方
 - 一般職国家公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去 1 年間の支給実績をもとに官民比較を行い、必要があれば改定を勧告することが基本
- 民間企業における夏季一時金に関する特別調査について
 - (1) 特別調査実施の必要性
 - 民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業の状況を把握するため、約 2,700 社を対象に特別調査を実施（4 月 7 日～24 日）
 - (2) 調査結果の概要
 - ア 調査完了率 75.6% 夏季一時金を決定した企業は 340 社（企業割合 13.5%、従業員割合 19.7%）
 - イ 上記 340 社の夏季一時金の対前年増減率はマイナス 14.9%（製造業マイナス 22.0%、非製造業マイナス 6.0%）
 - ウ 調査対象全企業従業員ベースでの対前年増減率はマイナス 13.2%
- 特例措置の実施及びその内容
 - (1) 特別調査の結果、民間企業における本年夏季一時金は昨年と比較して大きく減少することがわかれることから、民間の夏季一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でなく、また、12 月期の特別給で 1 年分を清算しようとする大きな減額となる可能性があることから、何らかの措置が必要と判断
 - (2) 具体的な月数の計算
 - 職員の 6 月期の特別給の支給月数（2.15 月）に全体的な減少率であるマイナス 13.2%を乗じて調整した結果である 0.20 月分の支給を凍結する。
 - (3) 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職 員	支 給 分			凍 結 分		
	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当
一般職員	1.95 月	1.25 月	0.7 月	△0.20 月	△0.15 月	△0.05 月
特定幹部職員	1.95 月	1.1 月	0.85 月	△0.20 月	△0.10 月	△0.10 月
指定職職員	1.45 月	0.7 月	0.75 月	△0.15 月	△0.05 月	△0.10 月

2 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映

指定職俸給表適用職員の特別給に勤務実績を反映させるため、在職期間に応じて一律支給されることとされている期末特別手当（年間 3.35 月）を、在職期間に応じて一律に支給される期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当に改める。